第3章 計画の理念及び目標と施策内容

1. 計画の基本理念

すくすく笑顔の子育ち いきいき笑顔で子育て みんなで支え合う みやこのじょう

2. 計画の基本目標

(1)全ての子どもが健やかに育ち、豊かな人間性と生きる力を育むことができる保育・教育環境の整備

全ての子どもは社会の希望であり、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することは、社会全体で取り組むべき最重要課題のひとつです。そのためには、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により、社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭も含めた全ての子どもに対して、支援を行っていく必要があります。

都城市は、「子どもの最善の利益」を実現するために、子どもの視点に立った支援を推進します。子どもの障がいや疾病、虐待や貧困などの家庭の状況、その他の事情によって、子どもの将来が左右されることなく、次世代を担う全ての子どもが健やかに育ち、豊かな人間性と生きる力を育むことのできる質の高い保育・教育環境を整備します。

(2)地域ぐるみでの子育て支援の推進

子育てについての第一義的責任は親や保護者にあり、家庭は教育の原点であり全ての出発点です。その上で、子どもたちの健やかな成長と安心して子育てができる社会を実現するためには、行政による支援やサービス、地域ぐるみの社会的支援が必要です。特に、地域の中で保護者と子どもが見守られ、また、保護者と子どもも地域と関わりを持ちながら子育ですることは、保護者の子育てに対する不安と負担を軽減し、子どもの健やかな育ちにとっても重要なことです。

都城市は、市民や地域組織、企業、学校、教育・保育施設、国、県など、子育てに関係する機関との連携強化を更に進め、各々が協働し、それぞれの役割を果たせるよう、地域社会全体で子育てを支援する環境を整備します。また、社会のあらゆる分野における全ての構成員に、子ども・子育て支援の重要性に対する関心・理解を深めてもらうため、市民全体に広く啓発を行い、地域の実情に合わせた、地域ぐるみでの子育て支援を推進します。

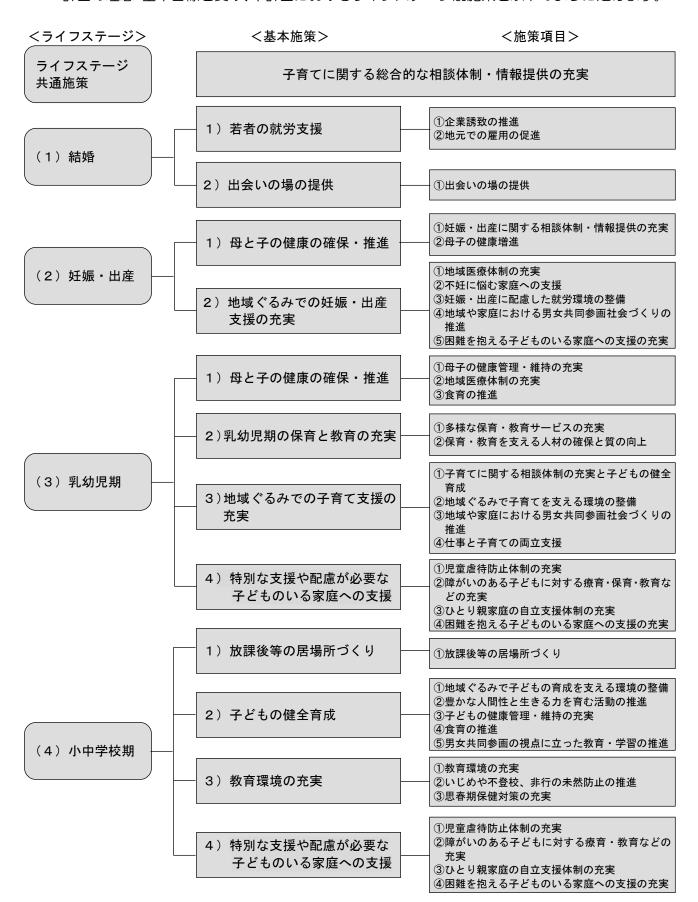
(3)結婚、妊娠・出産、育児への切れ目ない支援の充実

核家族化や地域コミュニティの希薄化により、周囲から日々の子育でに対する支援、協力、助言を得ることが困難な状況になっています。また少子化の進行により、親世代も自身の子どもができるまで赤ちゃんや子どもとふれあう経験が乏しいまま親になることが増え、子どもにとっても年齢の異なる子どもたちの中で育つ機会が減少するなど、子どもや子育でを取り巻く環境は大きく変化してきています。緩やかに回復しているとはいえ、依然として地方は、経済状況や企業経営を取り巻く環境も厳しく、共働き家庭の増加や非正規雇用の増加などにより、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人や、孤立感や不安を抱えながら子育でをする人が増えています。子どもを安心して産み育てることができるためには、結婚から妊娠・出産、育児まで切れ目のない支援を行う必要があります。

都城市は、結婚、妊娠・出産、乳幼児期、小中学校期の子育てに関するライフステージに着目し、ライフステージごとに異なるニーズに対応できるよう、必要な支援策を行います。また、例えば、小学校就学時などライフステージの移行時には、生活環境が変わり、仕事と生活のバランスがとれなくなるなど、保護者の不安や負担が大きくなるため、安心して子育てができるよう、ライフステージを通じた切れ目のない支援の充実に取り組みます。

3. 施策の体系

計画の理念・基本目標を受け、本計画におけるライフステージ別施策を以下のように定めます。

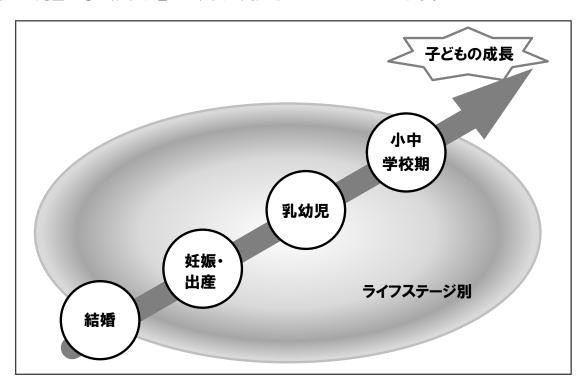


4. 施策の内容

計画の基本目標(3)にあるとおり、安心して子育てできるようにするためには、結婚から 妊娠・出産、育児まで切れ目のない支援を行う必要があります。また、ライフステージごとに 施策を展開する意義を整理すると、次のことが考えられます。

- ○全ての人にとって、人生の時期に応じて必要となる支援は異なり、必要な時期に必要な支援を行うことが福祉の基本的な前提として大切です。
- 〇子どもは常に成長しており、成長していく中で、それぞれの時期に適した子どもへの支援 は変化し、また、子どもの成長の変化に合わせて保護者の不安や負担、必要とする支援も 変化していきます。こうした認識のもとで、きめ細かな支援を行うことが施策を策定する 上で極めて大切となります。
- 〇サービスを受ける側からみた場合、支援を必要とする人が、子どもや自分がどのライフス テージに位置しているかによって、それぞれのサービスを認識することができます。

このため、本計画の施策展開においては、子育てに関わるライフステージを、結婚、妊娠・ 出産、乳幼児期、小中学校期の4つの期間に分け、それぞれに個々の施策を策定することと します。また、本計画におけるライフステージ別施策は、今後、点検・評価を行い、必要に 応じて見直し等の作業を通じて、更に充実させていくこととします。



ライフステージ共通施策

子育てに関する総合的な相談体制・情報提供の充実

子育てに関する総合的な相談や支援制度の紹介をワンストップで行うことのできる相談 体制の充実に努めます。また、行政や子育て支援事業者・団体などの子育てに関係する機関 が連携し、一体的に子育て支援に取り組めるよう、ネットワークの形成推進に努めます。

さらに、市民、学校、地域、職域など地域ぐるみで子育ち・子育てを支援する体制を構築するため、市民全体に向けて啓発を進めるとともに、子育てに関する情報を、必要としている人に届くよう、チラシや冊子の作成、ホームページ、SNSなど、多様な媒体を通じて、分かりやすく提供します。

【事業例】

- ○各種相談窓口の開設(子育てコンシェルジュ、母子保健コーディネーターなど)
- ○子育てガイド作成事業
- 〇子育て応援総合サイト「はぴみやこんじょ」
- 〇子ども・子育て支援事業計画推進事業

成果指標	基準値	目標値
「都城市は子育てしやすい、または子育てにやさしいまちだと思	令和元年	令和6年
いますか」という質問に「そう思う」「まあそう思う」と回答する	39%	45%
人の割合	【単年度】	【単年度】
子育て応援総合サイト「はぴみやこんじょ」ページ閲覧数	平成 30 年	令和6年
	80, 937 件	200,000 件
	【単年度】	【単年度】

(1)結婚

1)若者の就労支援

若者が継続的に就労し、安定した収入を確保することが、若い世代が本市に住み続け、子どもを持つ夢を実現する基本的な条件になります。

雇用の場の確保により若者の定住や定着を促し、さらに、安定的で継続的な収入を得ることで、新たな家庭の構築や、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりにつなげます。

①企業誘致の推進

人口減少対策や地域経済の発展に向けて、新たな雇用の増大が見込める企業を誘致し、雇用の拡大を図ります。

【事業例】

- ○企業立地促進奨励措置費
- 〇企業誘致推進事業

②地元での雇用の促進

人材を求める企業と求職者とのマッチングの機会の創出や、企業の体制強化を促進します。また、妊娠・出産・育児等により就労が難しい子育て世代の女性を中心に、多様な働き方を選択できるよう、技術の習得や起業・就業のための支援を行い、就職説明会等において、若者の採用・育成に積極的で雇用管理が優良な企業の認定制度「ユースエール認定企業」について周知を行います。

さらに、若者が地元企業の魅力を知る機会を提供し、地元での就職を支援します。

【事業例】

- 〇若者が活躍する圏域へ!移住・定住パートナーシップ事業
- 〇雇用促進事業
- 〇女性活躍促進事業
- 〇企業巡見推進事業

成果指標	基準値	目標値
新規立地企業件数	平成 30 年	令和6年
	7件	50 件
	【単年度】	【累計】
都城公共職業安定所管内における職業紹介の就職率(常用)	平成 30 年	令和6年
	47.0%	47.0%
	【単年度】	【単年度】

2)出会いの場の提供

仕事や生活の場において、男女が日常的に出会う場面が少ない、あるいは本人の性格や仕事の忙しさから、出会いの機会をつくれないでいる若者が多くいることが考えられます。このような、結婚を望んでいながら出会いの機会がない若者を対象に、出会いの場を提供するなど、結婚を応援します。

①出会いの場の提供

婚活支援を行う団体に対して研修会等を実施し、各団体のスキルアップを図るとともに、 セミナーやイベント情報の発信、出会いの場の提供などを行います。

【事業例】

○婚活サポート事業(地域少子化対策重点推進交付金事業)

成果指標	基準値	目標値
	平成 30 年	令和6年
各種団体と連携した婚活イベントに参加した人のうち、カップル になった人の割合	24%	30%
12 0 3/2/(0) 11 1	【単年度】	【単年度】
婚活情報発信システムへの登録者数	平成 30 年	令和6年
	201 人	250 人
	【累計】	【累計】
婚活応援企業等への登録企業数	平成 30 年	令和6年
	33 社	50 社
	【累計】	【累計】

(2)妊娠・出産

1)母と子の健康の確保・推進

女性が妊娠し、出産する時期は、母親の心身の状況が健康で充実していることが大切ですが、 この時期は、将来の子育てに向けた様々な不安を意識する時期でもあります。安心して出産に 臨むことができるよう、妊娠・出産に関する情報提供や相談体制を充実させ、保健指導や健診 を通じて母子の健康管理と健康増進に努めます。

①妊娠・出産に関する相談体制・情報提供の充実

妊娠期から出産、子育て期まで切れ目なくサポートすることを目的に配置している母子保健コーディネーター(子育て世代包括支援センター)について、関係機関との連携を強化し、充実を図ります。母子健康手帳の交付時には、妊娠期の過ごし方や母子保健サービスの利用方法などの、妊娠・出産に関する情報提供に努めるほか、相談窓口を周知するなど、不安なく妊娠期を過ごし、出産に臨めるよう支援します。

また、初産、高齢出産、若年出産、多胎妊娠など、特に身体的・精神的なケアが必要な妊 産婦の場合は、訪問し、指導・助言等を行います。

産後に実施する産婦健康診査の結果により、支援が必要と判断された産婦に対しては、医療機関と連携しながら早期かつ丁寧な産後ケアを提供できるよう努めるとともに、妊娠・出産・子育てに関する相談や交流ができる場を設け、親子の孤立感の軽減に努めます。

【事業例】

- 〇相談指導事業
- 〇母子訪問指導等事業
- ○母子健康情報サービス事業
- 〇妊娠•出産包括支援事業

【成果指標】

成果指標	基準値	目標値
母子健康情報サービスの利用者数	平成 30 年	令和6年
	224 人	500 人
	【累計】	【累計】

②母子の健康増進

母胎や胎児の健康確保を図るため、健診の重要性を啓発し、受診率の向上に努めます。また、健診内容のより一層の充実を図ります。

【事業例】

○妊婦乳児健康診査

【成果指標】

成果指標	基準値	目標値
妊娠 11 週以下の妊娠届出率	平成 30 年	令和6年
	92. 2%	92. 5%
	【単年度】	【単年度】
乳児健康診査の受診率	平成 30 年	令和6年
	89. 6%	95.0%
	【単年度】	【単年度】

2)地域ぐるみでの妊娠・出産支援の充実

安心して妊娠・出産できるようにするためには、地域での医療体制の充実をはじめ、職場や 家庭での理解、多様化する価値観を認め合う男女共同参画社会の実現等、様々な環境の整備が 必要となります。地域ぐるみで妊娠・出産を支援する体制を構築し、安心して臨むことができ る地域社会を目指します。

①地域医療体制の充実

全国トップクラスを誇る周産期医療*体制が堅持されるよう、関係機関との連携強化に努め、安心して出産できる体制を維持します。

【成果指標】

成果指標	基準値	目標値
周産期医療体制の堅持(都城医療センターの大学派遣医師確保)	平成 30 年	令和3年
	必要医療スタッフ の確保 100%	必要医療スタッフ の確保 100%
	【単年度】	【単年度】

②不妊に悩む家庭への支援

妊娠を望みながら不妊に悩む人が行う不妊治療は、医療保険が適用されず、高額な費用がかかるため、その費用を助成します。また、不妊に悩む人への相談体制を関係機関と連携し、 充実させます。

【事業例】

- 〇不妊治療助成事業
- ○不妊治療に関する相談【県事業】

③妊娠・出産に配慮した就労環境の整備

企業に対して、妊娠・出産を希望する女性の望みに応じた働き方のできる就労支援意識の 啓発促進に努めるとともに、就職説明会等において、「仕事と生活の両立応援宣言」、子育て サポート企業の認定制度「くるみん認定」等の認定制度について周知を行います。

【成果指標】

成果指標	基準値	目標値
子育てサポート企業「くるみん認定企業」数	平成 30 年	令和6年
	1 社	4 社
	【累計】	【累計】

④地域や家庭における男女共同参画社会づくりの推進

妊娠期から、妊娠・出産への男性の理解を深められるよう啓発を行うことで、出産後の育児・家事に対する男性の参画を促し、母親の子育てに関する孤立感の軽減を図り、女性が継続して働き続けられる環境や理解促進のための啓発を行います。

【事業例】

○パパママ教室

⑤困難を抱える子どものいる家庭への支援の充実

経済的な困難を抱える家庭に対しては、家庭環境の把握や、関係機関との連絡・調整等を 通じて、支援を必要としている家庭の状況に応じた対応を行うよう努めます。

【事業例】

- ○助産施設費
- 〇都城市自立相談支援事業

(3)乳幼児期

1)母と子の健康の確保・推進

子どもの心身両面の健やかな成長のために、保健・医療・福祉・教育の各分野の機関と連携 し、都城市保健センターでの健康診査の充実、継続した保健指導等を実施します。また、少子 化や核家族化の進行に伴い、子育て経験が少ないまま親になっている人も少なくないため、子 育てに関する情報提供の充実に努めます。

①母子の健康管理・維持の充実

定期的な健康診査や訪問指導等を実施し、母と子の健康管理や健やかな成長を確保することはもちろん、家庭における健康管理の具体的な方法や栄養指導など、子育てに関する情報提供を積極的に行うとともに、健診未受診世帯の解消や健診内容の充実に努めます。

また、対応に当たる保健師等の研修や情報を共有するための勉強会を実施し、健康診査や 訪問指導の質の向上を図ります。健診や専門職で実施するフォロー学級や個別相談等を通し て、心身の発達面で気になる子どもや、強い育児不安を抱える保護者など、特に支援が必要 な場合には、関係機関と連携しながら、フォローアップに努めます。

う歯(むし歯)予防を推進するため、職員及び保護者の理解が得られた保育所等において フッ化物洗口を実施するとともに、う歯予防についての保健指導や歯磨き指導等を通じて歯 の健康、意識啓発に努めます。

さらに、乳幼児期は病気にかかりやすいため、予防接種により疾病予防を推進するとともに、受診を容易にするため医療費助成を行うなど、子育て世帯の経済的な負担を軽減します。

【事業例】

- ○都城市保健センター管理運営費
- ○母子訪問指導等事業
- ○育児等健康支援事業
- ○養育医療給付費
- ○新生児聴覚スクリーニング検査事業
- ○1歳6か月児健康診査事業
- ○2歳6か月児歯科健康診査事業
- ○3歳児健康診査事業
- 〇保育所・幼稚園等むし歯予防事業
- 〇予防接種費(〇歳~18歳)
- 〇子ども医療費助成事業

成果指標	基準値	目標値
MRワクチン(2期)接種率	平成 30 年	令和6年
	83. 9%	95.0%
	【単年度】	【単年度】
保育所・幼稚園等むし歯予防(フッ化物洗口)実施施設数	平成 30 年	令和6年
	23 施設(27.7%)	対象施設の 40%
	【累計】	【累計】

②地域医療体制の充実

夜間及び休日の急患にも対応できるよう地域医療体制の維持に努めます。必要な人に必要な医療が実施されるよう、適正受診について、啓発に努めます。

【事業例】

- ○初期救急医療事業
- 〇高次救急医療事業
- 〇小児救急医療電話相談事業【県事業】

【成果指標】

成果指標	基準値	目標値
夜間急病センターの診療科目・時間の維持	平成 30 年	令和6年
	3 科、12 時間 100%	3 科、12 時間 100%
	【単年度】	【単年度】

③食育の推進

食事は体の成長はもちろん、心の成長にも密接に関係する大事な要素であることから、乳 幼児期からの正しい食事のとり方や食習慣のあり方など食育に関する啓発に努めます。さら に、それぞれの子どもの発達段階に応じた「食」に関する学習の機会や情報提供に努めると ともに、内容の充実を図ります。

【事業例】

- ○離乳食教室の開催
- ○親子食生活共同体験事業

【成果指標】

成果指標	基準値	目標値
離乳食教室の参加者数	平成 30 年	令和6年
	183 人	200 人
	【単年度】	【単年度】

2)乳幼児期の保育と教育の充実

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育への教育・保育給付を行い、さらに、各家庭の 多様な保育・教育のニーズに応えられるよう、地域の実情にあった保育・教育サービスを充実 させます。また、保育士等の人材不足が慢性化しており、保育人材の確保及び保育・教育の質 の向上を図ります。

①多様な保育・教育サービスの充実

核家族化や女性の社会進出、就業形態や価値観の多様化等により、様々な保育・教育サービスが必要とされています。通常の保育・教育サービスの充実に加え、宿泊を伴う預かりやー時的な預かり、病児・病後児の預かりなど、多様な保育・教育ニーズに適切に対応できる体制を整備、充実します。

少子化対策、子育て家庭の経済的負担の軽減を目的に、令和元年 10 月より実施された幼児教育・保育の無償化制度については、その円滑な実施に努めます。

また、幼児期における保育・教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、その充実とともに、小学校との連携・接続が重要であることから、教育委員会との連携をより 一層強化します。

【事業例】

- 〇法人立児童福祉施設整備事業費補助金
- 〇法人立保育所保育委託費
- ○施設型給付費(公立保育所、公立幼稚園、認定こども園、施設給付型幼稚園)
- ○地域型保育給付費
- 〇子育て支援施設等利用給付費(認可外保育施設等、預かり保育)
- ○延長保育事業
- 〇一時預かり事業
- 〇一時預かり等ネット検索予約システム費
- 〇病児・病後児保育事業
- 〇子育て短期支援事業
- ○実費徴収に係る補足給付事業
- 〇公立保育所施設整備費
- ○幼稚園費

【成果指標】

成果指標	基準値	目標値
空き待ち児童数の減少	平成 30 年	令和3年
	120 人	50 人
	【12月末】	【12月末】

②保育・教育を支える人材の確保と質の向上

研修等を実施し、保育士等の人材確保、資質向上に努め、保育・教育の質の向上を目指します。 その際、地元の大学などの高等教育機関や県と連携し、地域の実情に応じた研修を実施します。

【事業例】

〇保育人材の育成・定着化推進事業

成果指標	基準値	目標値
子育て支援員研修受講者数	平成 31 年	令和3年
	60 人	100 人
	【累計】	【累計】
市の補助を受けて保育士資格を取得した人数	平成 31 年	令和3年
	7人	20 人
	【累計】	【累計】

3)地域ぐるみでの子育て支援の充実

核家族化、地域コミュニティの希薄化などにより、身近な地域に相談できる相手がいないなど、子育てが孤立化し、育児不安を抱える親が増加しており、相談体制の充実や地域ぐるみで子育てを支える環境の整備が重要です。また、子育てと仕事が両立でき、希望する働き方やライフスタイルを選択できる社会を目指した環境づくりを進めます。

①子育てに関する相談体制の充実と子どもの健全育成

子育て世代活動支援センター(ぷれぴか)、地域子育て支援センターの機能強化と内容の 充実を図り、子育てに関する相談や親子の交流を支援します。さらに、子どもの健全育成、 親子の交流の場として重要な役割を果たしている児童館、児童センター等についても、内容 の充実を図ります。

また、子どもの健全育成や人格形成に重要な役割を果たす家庭教育について、情報提供を行い、質の向上を目指します。

【事業例】

- ○地域子育て支援拠点事業
- 〇子育て世代活動支援センター管理運営費
- 〇ブックプレゼント事業
- ○初めてのよみきかせ講座事業

【成果指標】

成果指標	基準値	目標値
子育て世代活動支援センターぷれぴかの全体延べ来館者数	平成 30 年	令和6年
	121, 947 人	124, 500 人
	【単年度】	【単年度】

②地域ぐるみで子育てを支える環境の整備

乳幼児期には、保育所・幼稚園・認定こども園等の定期的な保育・教育サービスを受けていない世帯も多く、地域で子育てを支える環境の整備が必要です。市民間の相互援助活動であるファミリー・サポート・センター事業の充実や、地域で子育て支援を行っている団体の支援を行います。

【事業例】

- 〇ファミリー・サポート・センター事業
- 〇こども基金活用事業費補助金

成果指標	基準値	目標値
ファミリー・サポート・センター活動件数	平成 30 年	令和6年
	5, 842 件	6, 100 件
	【単年度】	【単年度】
ファミリー・サポート・センター援助会員数	平成 30 年	令和6年
	282 人	300 人

【累計】 【累計】

③地域や家庭における男女共同参画社会づくりの推進

性別による固定的役割分担の意識改善を図り、男女が共同で育児・家事・仕事・介護等に関われるよう啓発を行い、地域や家庭において性別にかかわりなく、多様化するライフスタイルや価値観を認め合い、自分らしさが生かせるワーク・ライフ・バランスの推進や、DV(ドメスティック・バイオレンス)についての理解の促進を行うなど、男女共同参画社会の実現に向けた事業の推進を図ります。

【事業例】

- 〇男女共同参画行政費
- 〇女性総合相談事業
- 〇女性活躍推進事業

【成果指標】

成果指標	基準値	目標値
男女共同参画に関する講演会・講座の開催数	平成 30 年	令和6年
	6回/年	6回/年
	【単年度】	【単年度】

④仕事と子育ての両立支援

ハローワーク等をはじめとする各種機関が実施している助成制度の情報提供に努め、男女ともに育児休業を取得しやすい環境づくりや、勤務時間の短縮、看護休暇、女性の多様な働き方の促進など子育てをする人に配慮した労働条件・制度の啓発促進に努めます。また、就職説明会等において、「仕事と生活の両立応援宣言」、子育てサポート企業の認定制度「くるみん認定」等の認定制度について周知を行います。

【事業例】

〇女性活躍促進事業

【成果指標】

成果指標	基準値	目標値
	平成 30 年	令和3年
(再掲) 子育てサポート企業「くるみん認定企業」数	1 社	4 社
	【累計】	【累計】

4)特別な支援や配慮が必要な子どものいる家庭への支援

児童虐待については、関係機関との連携を強化し、協力しながらその対応及び予防に努めます。また、障がいのある子どもやひとり親の家庭など、特別な支援を必要とする子どもや家庭に対しては、個別の状況に応じた支援に努めます。

①児童虐待防止体制の充実

児童虐待に対して迅速な対応がとれるよう、関係機関との情報共有など、十分な連携を図り、早期発見、適切な事後対応に努めるとともに、育児不安等を抱える保護者への早期支援などにより、予防に努めます。また、児童虐待の防止に向けて、児童虐待防止推進月間を中心に講演会を開催するなど、普及・啓発活動を行っていきます。

【事業例】

- ○家庭児童相談事業
- ○要保護児童対策地域協議会の開催

②障がいのある子どもに対する療育・保育・教育などの充実

障がいの有無に関わらず、一人一人の個性を尊重し、共に地域社会で生活していけるよう、 障がいに対する理解の促進を図り、障がい者施策と連携した支援の充実に努めます。

また、近年、発達障がいへの対応も課題となっており、早期の把握と一人一人の子どもの 状態に応じたきめ細かい対応を行います。

さらに、教育・保育施設において円滑に受け入れることができるよう、職員配置の工夫、 資質向上の対策などにより受入れ体制の充実を図るとともに、教育相談や就学支援を実施し、 小学校へ支援が継続されるよう努めます。

【事業例】

- 〇こども発達センターきらきら*運営事業
- 〇キッズランドの開催
- 〇市単独障害児保育事業 (法人)
- ○多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ○障害児保育事業費
- ○障害児通園事業(ウルトラマン教室等)
- ○障害幼児言語訓練事業
- 〇児童発達支援
- 〇保育所等訪問支援

成果指標	基準値	目標値
こども発達センターきらきら利用者数	平成 30 年	令和6年
	905 人	1,016人
	【単年度】	【単年度】

③ひとり親家庭の自立支援体制の充実

母子家庭や父子家庭などのひとり親家庭は、子育てや家事など日常生活全般を一人で行っており、経済面だけでなく、精神面など様々な面において負担が大きくなっています。このため、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に向けて、個別の状況やニーズの把握に努め、それぞれに応じた支援を行います。

【事業例】

- ○母子及び父子家庭医療費助成事業
- ○母子寡婦福祉費
- ○母子家庭及び寡婦生活つなぎ資金貸付事業
- 〇母子家庭等自立支援給付金事業
- 〇母子•父子自立支援員設置事業
- ○ひとり親家庭等日常生活支援事業
- ○児童扶養手当給付費
- ○ひとり親家庭等生活支援事業
- 〇子どもの生活・学習支援事業

【成果指標】

成果指標	基準値	目標値
子どもの生活・学習支援事業実施箇所数	平成 30 年	令和6年
	12 か所	16 か所
	【累計】	【累計】

4 困難を抱える子どものいる家庭への支援の充実

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、経済的な困難を抱える家庭に対しては、子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、関係機関が連携しながら、支援を必要としている子どもや家庭の状況に応じた対応を行うよう努めます。

- 〇都城市自立相談支援事業
- 〇母子•父子自立支援員設置事業(再掲)
- ○ひとり親家庭等生活支援事業(再掲)
- 〇母子生活支援施設入所支援

(4) 小中学校期

1) 放課後等の居場所づくり

女性の社会進出や社会環境の変化等により、放課後や長期休業中の児童が安全に過ごせる居場所づくりが必要となっています。保護者や児童のニーズに応じて、放課後児童クラブなどの居場所の整備や内容の充実を図ります。

①放課後等の居場所づくり

保護者や児童のニーズに応じて、放課後児童クラブの整備を進め、内容の充実を図ります。 また、放課後や長期休業中の児童の居場所及び児童の健全育成の場として、重要な役割を果たしている放課後子ども教室や児童館等についても内容の充実を図ります。

【事業例】

- ○放課後児童クラブ事業
- ○法人立放課後児童クラブ事業
- ○放課後児童クラブ施設整備事業
- ○放課後子ども教室推進事業
- ○児童館管理運営費
- ○児童センター費

【成果指標】

成果指標	基準値	目標値
放課後児童クラブ開設数	令和元年	令和6年
	70 か所	76 か所
	【累計】	【累計】
放課後子ども教室開設数	平成 30 年	令和6年
	9 教室	10 教室
	【累計】	【累計】

2)子どもの健全育成

家庭教育の充実を図り、地域全体で子どもの育成を支える環境を整備し、スポーツや地域活動など豊かな人間性と生きる力を育む活動の充実を図ります。また、子どもの健やかな成長のため、健康管理の充実や食育の推進に努めます。

①地域ぐるみで子どもの育成を支える環境の整備

家庭教育は、全ての教育の出発点であり、子どもの基礎的な資質や能力を育成する上で非常に重要な役割を担っているため、家庭の教育力の向上を図る取組を充実させます。また、地域全体で子どもの育成を支える環境を整備するため、子ども・子育て支援を行う団体等の支援や地域活動の推進を図ります。

【事業例】

- 〇子ども会等活動支援事業
- OPTA活動事業
- ○家庭教育学級開設事業
- ○青少年健全育成推進事業

②豊かな人間性と生きる力を育む活動の推進

文化・芸術活動やスポーツ活動、地域活動などは、様々な経験を通じて豊かな人間性と生きる力を育むことのできる、子どもの健全育成には欠かせない活動であるため、こうした活動に親しむ環境を整えるとともに、活動内容の充実を図ります。

【事業例】

- ○芸術文化アウトリーチ事業
- 〇民俗芸能保存 伝承事業 (小中学校民俗芸能伝承活動事業費補助金)
- ○児童プール運営維持管理費
- 〇児童遊園運営維持管理費
- 〇スポーツ団体運営費(市スポーツ少年団本部運営費補助金)
- ○少年教育推進事業
- 〇中学生海外派遣費
- ○スポーツ習慣化促進事業

【成果指標】

成果指標	基準値	目標値
小中学校民俗芸能伝承活動事業実施学校数の維持	平成 30 年	令和6年
	20 校	20 校
	【累計】	【累計】

③子どもの健康管理・維持の充実

子どもの健康管理及び健やかな成長のため、予防接種等の実施により疾病予防を推進します。また、疾病の重篤化を予防し、子どもの健全な発育促進と、子育て世帯の経済的負担の 軽減を目的に、子ども医療費助成事業の対象を中学生まで拡大します。

【事業例】

- 〇予防接種費
- ○小学校フッ化物洗口事業
- 〇子ども医療費助成事業(再掲)

【成果指標】

成果指標	基準値	目標値
小学校フッ化物洗口事業の実施校数	平成 30 年	令和6年
	17 校	35 校
	【単年度】	【単年度】

④食育の推進

食事は体の成長はもちろん、心の成長にも密接に関係する大事な要素であることから、正 しい食事のとり方や食習慣のあり方とともに、感謝の心を育む食育に関する啓発に努めます。 子どもの発達段階に応じた「食」に関する学習の機会や情報提供に努めるとともに、内容の 充実を図ります。

【事業例】

- ○学校給食における地産地消の推進
- ○親子食生活共同体験事業

⑤男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

これからの時代を担う子どもが性別等によって将来の可能性を狭められることなく、それぞれの個性と能力が発揮できる環境を整えることが大切です。外国人市民の増加による多文化共生社会の理解の必要性や、デートDVや多様化する性についての知識や理解、ノーマライゼーション*の理念など男女共同参画社会の実現に向けて啓発を行います。

【事業例】

○各課による出前講座の実施

3)教育環境の充実

学校、家庭、地域が連携を深め、子どもたちが、情報化・国際化など時代の流れに対応できる豊かな心と生きる力を持った人間として成長できるよう、教育環境の充実に努めます。

①教育環境の充実

保育所・幼稚園・認定こども園と小学校との連携・接続を図り、学校運営協議会等を通じて学校、家庭、地域が連携を深めながら教育環境を充実するための取組を進めます。

さらに、ALTや図書館サポーターなどを活用することによって、豊かな心と生きる力を育むとともに、学習用タブレットPC等を導入し、情報活用能力の育成にも取り組みます。

また、「地元で働く」意識を醸成するための取組の一環として、キャリア教育を推進します。

【事業例】

- OALTによる語学指導事業
- ○学校運営協議会制度推進事業
- ○総合的な学習支援事業(小学校、中学校)
- 〇丨CT化推進事業(小学校、中学校)
- 〇図書館図書充実費(小学校、中学校)
- ○小学校図書館サポーター配置事業
- 〇小学校学力向上対策事業
- 〇小中一貫学力向上指定研究事業
- ○産学官連携!キャリア教育推進事業
- 〇中学校教員業務支援事業

【成果指標】

成果指標	基準値	目標値
学校運営協議会を通して、学校の支援がなされている学校数の割 合	平成 30 年	令和6年
	100.0%	100.0%
	【単年度】	【単年度】
	平成 30 年	令和6年
図書館サポーターの配置学校数の割合	100.0%	100.0%
	【単年度】	【単年度】
	平成 30 年	令和6年
1人当たりの年間図書館貸出冊数	小学校 80 冊 中学校 12 冊	小学校 83 冊 中学校 14 冊
	【単年度】	【単年度】
外国語指導助手 (ALT)配置人員数	平成 30 年	令和6年
	16 人	18 人
	【単年度】	【単年度】
	平成 30 年	令和6年
各中学校区へのコアティーチャー(学力向上の核となる教員)の 配置の割合	68. 8%	100.0%
	【単年度】	【単年度】
	平成 30 年	令和6年
学校 I C T 化推進事業(教育用無線 LAN 整備学校数)	小学校 4 校 中学校 4 校	小学校 35 校 中学校 19 校
	【累計】	【累計】
	平成 30 年	令和6年
授業中にICTを活用して指導できる教職員の割合	70.0%	80.0%
	【単年度】	【単年度】

②いじめや不登校、非行の未然防止の推進

生徒指導上の諸問題は多岐にわたり複雑化しており、いじめや不登校、非行等が発生しないよう未然に防止するための啓発や各学校への支援等を充実させるとともに、問題行動等が発生した場合には子ども一人一人の状況に応じた適切な対応により、子どもの健全な育成に努めます。

【事業例】

- ○都城市いじめ問題再調査委員会
- 〇いじめ防止対策推進事業
- ○スクールソーシャルワーカー活用事業
- ○青少年育成センター運営費
- 〇児童生徒健全育成事業
- 〇不登校児童生徒適応指導教室事業

③思春期保健対策の充実

少子化や核家族化の進行に伴い、子どもや赤ちゃんと接する機会が乏しいまま親になっていく人が増えています。命の大切さや発達段階に応じた性に関する指導、妊娠・出産に関する正しい知識の普及のため、学校との連携を強化し、「次代の親の育成」に努めます。

4)特別な支援や配慮が必要な子どものいる家庭への支援

児童虐待については、関係機関との連携を強化し、協力しながらその対応及び予防に努めます。また、障がいのある子どもやひとり親の家庭、経済的な困難を抱える家庭など、特別な支援を必要とする子どもや家庭に対しては、教育と福祉の連携を図りながら、個別の状況に応じた支援に努めます。

①児童虐待防止体制の充実

児童虐待に対して迅速な対応がとれるよう、関係機関との情報共有など、十分な連携を図り、早期発見、適切な事後対応に努めるとともに、育児不安等を抱える保護者への早期支援などにより、予防に努めます。また、児童虐待の防止に向けて、児童虐待防止推進月間を中心に講演会を開催するなど、普及・啓発活動を行っていきます。

【事業例】

○要保護児童対策地域協議会の開催

②障がいのある子どもに対する療育・教育などの充実

障がいの有無に関わらず、一人一人の個性を尊重し、共に地域社会で生活していけるよう、 障がいに対する理解の促進を図り、障がい者施策と連携した特別支援教育の充実に努めます。 また、子ども一人一人の状況に応じたきめ細かな対応のため、療育・保育・教育などの各機 関と、就学前から就学までをつなげるための連携を深めます。

さらに、障がいのある子どもの放課後等の安全で健全な居場所づくりのため、放課後等デイサービスの充実や、放課後児童クラブでの障がいのある子どもの受入れ体制の整備に努めます。

【事業例】

- ○特別支援教育推進事業
- ○放課後等デイサービス
- ○保育所等訪問支援(再掲)

③ひとり親家庭の自立支援体制の充実

母子家庭や父子家庭などのひとり親家庭は、子育てや家事など日常生活全般を一人で行っており、経済面だけでなく、精神面など様々な面において負担が大きくなっています。このため、ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に向けて、個別のニーズに応じた支援を行います。

【事業例】

- ○母子及び父子家庭医療費助成事業(再掲)
- 〇母子寡婦福祉費 (再掲)
- ○母子家庭及び寡婦生活つなぎ資金貸付事業(再掲)
- 〇母子•父子自立支援員設置事業(再掲)
- ○ひとり親家庭等日常生活支援事業(再掲)
- 〇児童扶養手当給付費(再掲)
- 〇子どもの生活・学習支援事業
- ○ひとり親家庭等生活支援事業(再掲)

4)困難を抱える子どものいる家庭への支援の充実

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、経済的な困難を抱える家庭に対しては、子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、関係機関が連携しながら、支援を必要としている子どもや家族の状況に応じた対応を行うよう努めます。国際化の進展により、外国にルーツを持つ子どもが孤立化しないよう支援します。

【事業例】

- 〇子どもの生活・学習支援事業(再掲)
- ○外国にルーツを持つ子ども支援事業
- ○要保護及び準要保護児童援助費
- 〇都城市白立相談支援事業(再掲)
- 〇母子•父子自立支援員設置事業(再掲)
- ○ひとり親家庭等生活支援事業(再掲)
- 〇母子生活支援施設入所支援(再掲)